

高圧電気設備改修仕様書

1. 工事場所

京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井 47 番地の 1
井手町立玉川保育園

2. 工期及び時間

契約日より平成 30 年 3 月 30 日まで
工事は上記期間内で、井手町立玉川保育園と調整して行うこと。

3. 工事概要

(1) 井手町立玉川保育園施設における高圧受電設備の内、別途指定する機器等の交換及び竣工試験。

4. 一般事項

- (1) 本工事は「電気設備の技術基準」及び関連規定、「内線規程」、国土交通省平成 28 年度「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、本仕様書等に従い、適正に施工すること。
- (2) 本工事で交換する部材は新品（製造 1 年以内の未使用品）とする。
工事に先立ち、工事に使用する部材（製造者・型番等）の確認を受けること。
- (3) 本工事により発生する撤去品、その他廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関連規定に則り、適正に処理し、マニフェストを提出すること。
- (4) 本工事着手前に動力低圧ブレーカー 1 次側にて相回転を測定し、工事完了後の低圧送電前に同じブレーカー 2 次側にて相回転が同じであることを確認すること。
- (5) 受注した請負会社は工事責任者の所属、氏名、連絡先を玉川保育園保安管理業務外部委託先の山本電気設備管理事務所へ工事概要、工事工程表に基づいて打合せすること。
なお、キュービクルの扉を開閉する場合は事前に電気主任技術者へ連絡すること。
- (6) 請負者は検収検査前に社内検査を行い、検査結果を文書で提出すること。
社内検査には電気主任技術者を立会わせ、電氣的な安全・性能の確認を行わせること。
- (7) 上記(6)の電気主任技術者の立会費用並びに工事に伴う送停電操作、立会費は工事に含むものとする。

- (8) 本工事は本町の検収に合格をもって完成とする。
請負者は本町の検収に立会、手直し等の指摘があった場合は工期内に手直しを行うこと。
- (9) 本町は検収検査合格の後、請負者の請求により、その工事費を支払う。
- (10) 本工事の保証期間は検査合格の日より1年とする。
- (11) 工事日はあらかじめ施設管理者と調整の上、施設管理上の支障の生じない日程を決めること。
- (12) 本工事の疑問点・仕様書に明示の無い点については係員と協議を行うこと。
- (13) 本工事施工前には工事施工計画書を提出し、工事内容・工事工程・安全対策・工事範囲・仮設計画・作業人名・作業範囲・緊急時連絡体制等を明らかにすること。

以上